



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔府令・省令〕

○対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境五)

〔省 令〕

○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令 (総務九九)
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令 (外務一一)
○保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令
(文部科学・厚生労働三)
○保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一七九)
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(農林水産・環境二)

○冷凍保安規則等の一部を改正する省令 (経済産業八二)

〔告 示〕

○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件
(総務三〇五)

○電波法施行規則第六条の二の四の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件 (同三〇六)

○特定小電力無線局の無線設備の筐体に収めることを要しない装置等を定める件の一部を改正する件
(同三〇七)

○無線設備規則第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件 (同三〇八)

○端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件 (同三〇九)

○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件 (同三一〇)

二九

三三

三四

三六

三七

府 令 ・ 省 令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 令第五号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成十四年法律第五十一号) 第六条第四項並びに対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条第一項第十二号、第三項及び第十四項、第三条の二第二項第五号、第四条第一項第四号、第三項及び第十一項、第四条の三第二項第三号、第五条第二項及び第九項、第六条の三第一項、第六条の四第一項及び第六条の五第一項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
令和二年十月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎